

不登校児童生徒の出席扱い・成績評価について

【保護者等向け】



文部科学省

不登校児童生徒が学校外の施設で相談・指導を受けている場合や
自宅でICT等を活用した学習活動を行っている場合、
一定の要件を満たせば、学校は出席扱いや成績評価を行うことができます。
その判断は学校が行うこととしていますので、在籍する学校やその設置者である教育委員会等にお問い合わせください。

✓ 出席扱いの主な要件について(義務教育段階)



学校外の施設で相談・指導を受けている場合

- 保護者と学校との間に十分な連携・協力体制が保たれていること。
- 学校外の施設は、教育委員会等が設置する教育支援センター等の公的機関とするが、公的機関での指導の機会が得られないあるいは公的機関に通うことが困難な場合で、本人や保護者の希望もあり適切と判断される場合は、民間の相談・指導施設も考慮されてよいこと。

(※)民間施設における相談・指導が適切であるかどうかは、校長が、設置者である教育委員会と十分な連携をとって判断するものとする。学校及び教育委員会においては、「民間施設についてのガイドライン(https://www.mext.go.jp/content/1422155_004_2.pdf)」を参考として、上記判断を行う際の何らかの目安を設けておくことが望ましいこと。



(詳細はこちら)

- 当該施設に通所又は入所して相談・指導を受ける場合を前提とすること。

自宅においてICT等を活用した学習活動を行っている場合

- 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- 訪問等による対面指導が定期的かつ継続的に行われることを前提とすること。
- 学習活動は、当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであること。
- 校長は、当該児童生徒に対する対面指導や学習活動の状況等について、十分に把握すること。
- ICT等を活用した学習活動を出席扱いとするのは、基本的に当該児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けられないような場合に行う学習活動であること。



(詳細はこちら)

✓ 成績評価の主な要件について(義務教育段階)

- 不登校児童生徒の学習の計画・内容が在籍する学校の教育課程に照らし適切であること。
- 学校と、保護者、教育支援センター等の公的機関や民間団体等(以下、「保護者等」という。)の職員との間に十分な連携協力体制が保たれるとともに、学校が保護者等を通じて当該児童生徒の学習活動の状況等について、定期的・継続的に把握すること。
- 学校が、訪問による対面指導等により、不登校児童生徒の状況を定期的・継続的に把握するとともに、不登校児童生徒本人と直接関わりを継続すること。



(詳細はこちら)

なお、高等学校における不登校生徒の指導要録上の出欠の取扱いは、下記をご参照ください。

(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/04121502/1309943.htm)



参考

不登校に関する地元の相談窓口

- 不登校児童生徒への支援に関して、各教育委員会において作成された地域の相談支援機関等に関する情報を文部科学省のホームページ上にまとめています。
- 相談先にお困りの方は以下のリンク先のページから相談窓口をご確認ください。

(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06112214.html)

